

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5K6Z13C00220	5L9Z1A00001 0001						
品名 または 件名							
情報システム工程管理支援役務 (その7)							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
市ヶ谷							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和7年4月1日 (火) ~ 令和8年3月31日 (火)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/f/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和7年3月18日 (火) 14時00分 中央会計隊入札室 (E-1棟 6F)

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年3月11日17時00分までに書面等にて提出すること。

### (2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合には契約書を作成し提出すること。  
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(4) 契約成立時期

本件の契約締結は、当該案件に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とし、契約締結時期は、令和7年4月1日以降とする。

(5) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。また、令和07・08・09年度においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であることを条件とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ）

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊指揮通信システム・情報部 柴野

(TEL : 03-3268-3111内線40583)

## 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

## 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

## 3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
情報システム工程管理支援役務 (その7)	陸幕指通-C-Z000049D	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 4年 3月 10日
	変 更	令和 7年 2月 19日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、情報システム工程管理支援役務（その7）（以下、「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032によるほか、次による。

#### 1.2.1 DII

防衛情報通信基盤（Defense Information Infrastructure）のことをさし、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等が加入し、体系的に構築される超高速・大容量の通信ネットワークの総称をいう。

#### 1.2.2 駐屯地等情報基盤

陸上自衛隊の駐（分）屯地に整備された、陸上自衛隊のコンピュータ・システム等が加入するローカルエリアネットワークの総称をいう。

#### 1.2.3 陸自業務システム

仮想化技術等により、業務用電子計算機（形態管理機器）、陸自補給管理システム、援護情報ネットワークシステム、補給管理システム教育用教材、研究支援システム、指揮支援システム、陸自インターネットがそれぞれ提供していた機能を整理・統合してサービスとして提供できるシステム基盤をいう。

#### 1.2.4 陸自クローズ系クラウド

陸自クローズ系クラウド基盤及びこれを利用する個別サービス、最適化演算共通サービス、最適化演算個別サービス等を含めたクラウドシステムをいう。

#### 1.2.5 陸自クローズ系クラウド基盤

陸自クローズ系クラウドにおける共通サービス、管理サービス及び個別サービスへのリソース等を提供する基盤をいう。

#### 1.2.6 最適化演算共通サービス

最適化演算個別サービスの運用管理、開発支援及び学習・推論等に必要となるリソース提供等、共通的に利用可能なサービスをいう。

#### 1.2.7 最適化演算個別サービス

陸自クローズ系クラウド基盤上の各個別サービスが保有するデータを最適化演算の技術による学習、

推論を行い、利用者等に対し有益な情報を提供するためのサービスをいう。

### 1.2.8 省クラウド（仮称）

令和6年度より統合幕僚監部が整備するクラウド型の情報基盤をいう。

## 1.3 引用文書等

### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

#### a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GS-C906562	陸自業務システム基盤借上（04換装）
GS-C906491	陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境） （その2）（増設）
GS-C906408	陸自クローズ系クラウド基盤借上
GS-C906490	陸自クローズ系クラウド基盤借上（その2）（02新規）
GS-C906540	陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点） （その3）（03増設）
GS-C906535	陸自クローズ系クラウド基盤借上（西方拠点）（03新規）
GS-C906539	陸自クローズ系クラウド基盤借上（北方拠点） （その2）（03増設）
GS-C906542	陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境） （その3）（03増設）
GS-C906474	陸自クローズ系クラウド基盤作戦室等用構成借上 （北部方面隊・東部方面隊）（02新規）
GS-C906534	陸自クローズ系クラウド基盤作戦室等用構成借上 （東北方面隊・西部方面隊）（03増設）
GS-C906578	陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点） （その4）（04増設）
GS-C906579	陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点） （その5）（04増設）
GS-C906632	陸自業務システム基盤借上（その2）（05増設）
GS-C906616	陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点） （その6）（05増設）
GS-C906708	陸自クローズ系クラウド基盤借上（06換装）
GS-C906709	陸自クローズ系クラウド基盤借上（模擬環境）（06換装）
GS-C906689	陸自クローズ系クラウド基盤借上（移行対応環境） （06換装）
HS-Z507849	陸自業務システム維持支援
HS-Z508013	陸自クローズ系クラウド基盤の維持支援

HS-X192748	次期陸自業務システム設計
HS-X192785	陸自業務システム（拡張サービス）の設計
HS-X192758	陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計 （令和3年度国債分）
HS-X192779	陸自クローズ系クラウド基盤の設計（その2）
HS-X192780	最適化演算共通サービス設計
HS-X192796	陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計 （令和5年度国債分）
GS-C906713	陸自業務システム全体設計
GS-C906761	次期陸自業務システム詳細設計（その1）
HS-X507989	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション 役務

陸自クローズ系システムの整理統合支援役務

陸自クローズ系クラウド基盤の設計・構築に係る技術支援役務

陸自業務システムに係わるシステムの整理・統合等支援役務（その1）

陸自業務システムに係わるシステムの整理・統合等支援役務（その2）

情報システム工程管理支援役務

情報システム工程管理支援役務（その2）

情報システム工程管理支援役務（その3）

情報システム工程管理支援役務（その4）

情報システム工程管理支援役務（その5）

情報システム工程管理支援役務（その6）

#### c) 法令等

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

[2024年（令和6年）5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定]

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防防調第4608号（19.4.27）]

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）

[運情第9249号（19.9.20）]

#### 1.3.2 関連文書

##### a) 法令等

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 [閣議決定（2.7.17）]

経済財政運営と改革の基本方針2020 [閣議決定（2.7.17）]

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号（19.9.20）]

情報システムにおけるサプライチェーンリスクへの対応指針について（通知）

[防経シ第10308号（27.7.6）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスクの対応ための措置について（通達）

[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項について

（通知） [装武第188号（31.1.9）]

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック

[デジタル庁2024年(令和6年)5月31日]

b) 仕様書

GS-C905534	駐屯地等情報基盤装置
GS-C905843	システム開発隊用システムラボ借上
GS-C905844	システム開発隊用システムラボ(その2)借上
GS-C905988	システム開発隊用システムラボ(その3)借上
GS-C906404	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-200
GS-C906406	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-230
GS-C906407	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-231
GS-C906413	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-211
GS-C906544	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-211-B
GS-C906521	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-232
GS-C906521	陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置 GPC-233
GS-C905210P	業務用電子計算機(陸自業務システム用) GPC-36-K
JSO-22-6040	防衛情報通信基盤(DII)の設計(令和4年度) (全体設計等)
JSO-19-6001	防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上 (01換装)
JSO-19-6002	防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上 (01換装)(その1)

2 本役務に対する要求

2.1 範囲

本件は、GS-C906562、GS-C906491、GS-C906408、GS-C906490、GS-C906540、GS-C906535、GS-C906539、GS-C906542、GS-C906474、GS-C906534、GS-C906578、GS-C906579、GS-C906632、GS-C906616、GS-C906708、GS-C906709、GS-C906689及びそれらに接続する情報システム並びに、HS-X192748、HS-X192785、HS-X192758、HS-X507989、HS-X192779、HS-X192780、HS-X192796、GS-C906713、GS-C906761、HS-Z507849、HS-Z508013に関わる運用管理部隊等の業務を対象とする。

2.2 実施場所

本役務の実施場所は、市ヶ谷駐屯地の施設内、官側が指定した自衛隊施設等及び官側が許可した契約相手方事務所等とする。

2.3 実施期間及び時間等

a) 実施期間

本役務を実施する期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日とする。

## b) 時間

各技術者の役務時間は、次による。

### 1) 技術者 1

技術者 1 の技術支援役務時間は、993 時間を基準とする。

### 2) 技術者 2

技術者 2 の技術支援役務時間は、2,777 時間を基準とする。

### 3) 技術者 3

技術者 3 の技術支援役務時間は、7,245 時間を基準とする。

## c) 月間役務時間報告書

本役務の作業記録として、“月間役務時間報告書”を図 1 の様式により作成し、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下、“指揮通信システム課”という。）へ提出する。

## 2.4 役務内容

契約の相手方は、以下に示す事業を十分理解した上で、令和 7 年度からの支援を行う。

- a) 陸自業務システムに係わるシステムの整合・統合支援役務（その 1）
- b) 陸自業務システムに係わるシステムの整合・統合支援役務（その 2）
- c) 陸自クローズ系システムの整理統合支援役務
- d) 陸自クローズ系システムの設計・構築に係る技術支援役務
- e) 情報システム工程管理支援役務
- f) 情報システム工程管理支援役務（その 2）
- g) 情報システム工程管理支援役務（その 3）
- h) 情報システム工程管理支援役務（その 4）
- i) 情報システム工程管理支援役務（その 5）
- j) 情報システム工程管理支援役務（その 6）

### 2.4.1 役務実施計画書の作成

“役務実施計画書”を作成し、契約締結後、速やかに、指揮通信システム課へ提出する。なお、実施計画書の内容は、次による。

- a) 実施方針
- b) 実施要領
- c) 実施スケジュール
- d) 実施体制
- e) 実施者名簿
- f) 留意事項（情報の保全、情報セキュリティ管理体制等）

### 2.4.2 プロジェクト計画書策定・修正支援

プロジェクト計画書修正支援においては、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2024 年（令和 6 年）5 月 31 日〕（以下、“デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン”という。）に基づき、主に陸自クローズ系クラウド基盤、最適化演算共通サービス及び陸自業務システムについて実施する。その他、指揮通信システム課の依頼に基づき、陸自クローズ系クラウド基盤、最適化演算共通サービス及び陸自業務システム以外のプロジェクト計画書修正に係る支援は、指揮通信システム課との調整により支援範囲を検討する。支援要領は次による。

- a) 陸自クローズ系クラウド基盤及び最適化演算共通サービスについて、関連事業の契約実績や

モニタリング指標の達成状況等の実績値の反映，必要に応じ関連事業の成果を踏まえた修正を行うとともに，防衛省・自衛隊における情報システムの更なる整理・統合の動向を注視の上，官側との調整を踏まえ適宜反映し，陸自クローズ系クラウドプロジェクト計画書（案）を作成する。

- b) 陸自業務システムについて，関連事業の契約実績やモニタリング指標の達成状況等の実績値の反映，必要に応じ関連事業の成果を踏まえた修正を行うとともに，防衛省・自衛隊における情報システムの更なる整理・統合の動向を注視の上，官側との調整を踏まえ適宜反映し，陸自業務システムプロジェクト計画書（案）を作成する。

#### 2.4.3 工程管理支援

工程管理支援においては、主に陸自クローズ系クラウド基盤、最適化演算共通サービス及び陸自業務システムについて実施するが、指揮通信システム課の依頼に基づき、陸自クローズ系クラウド基盤、最適化演算共通サービス及び陸自業務システム以外の工程管理に係る支援は、指揮通信システム課との調整により支援範囲を検討する。支援要領等は次による。

- a) 陸自クローズ系クラウド基盤及び最適化演算共通サービスについて，設計，構築，移行，テスト等，各事業の工程管理支援を実施する。工程管理支援は令和7年度末以降の省クラウド（仮称）への段階的な移行を考慮し，各事業の契約相手方が提出する工程表の精査はもとより，作業遅延時の対処等について指揮通信システム課と協議の上で，官側による各事業の契約相手方の指導等に対する助言等も実施し，指揮通信システム課の依頼により適宜，調整会議等に参加する。
- b) 陸自業務システムについて，設計，構築，移行，テスト等，各事業の工程管理支援を実施する。工程管理支援は，令和8年度末の換装を考慮し，各事業の契約相手方が提出する工程表の精査はもとより，作業遅延時の対処等について指揮通信システム課と協議の上で，官側による各事業の契約相手方の指導等に対する助言等も実施し，指揮通信システム課の依頼により適宜，調整会議等に参加する。

#### 2.4.4 予算要求等に係る支援

陸自クローズ系クラウド基盤，最適化演算共通サービス及び陸自業務システム等，指揮通信システム課の所掌する固定系の情報システムに対して，予算要求等に係る支援を実施する。予算要求に係る支援は，予算要求関連資料のレビュー，他部署及び他府省等関連組織との調整に必要な資料作成及び関連する会議への参加等の支援を実施する。指揮通信システム課の依頼に基づき，調達予定の機器やサービスの価格等を調査，各社へ情報提供依頼，見積依頼及び見積評価等の支援を含む。その他，指揮通信システム課からの依頼があった場合は，指揮通信システム課との調整により支援範囲を検討する。

#### 2.4.5 要件定義書（案）修正支援

陸自クローズ系クラウド基盤，最適化演算共通サービス及び陸自業務システムに係る要件定義書（案）の修正を支援する。

#### 2.4.6 要求性能（案）作成支援

陸自クローズ系クラウド基盤，最適化演算共通サービス，陸自業務システムに係る要求性能（案）の作成を支援する。要求性能（案）の作成は，指揮通信システム課からの情報（要求事項）を基に設計，借上，維持支援等役務及び買取等の各事業を対象に支援する。その他，指揮通信システム課の依頼に基づき，陸自クローズ系クラウド基盤，最適化演算共通サービス及び陸自業務システム以外の要求性能（案）作成に係る支援は，指揮通信システム課との調整により支援

範囲を検討する。

#### 2.4.7 情報システムの最適化及び機能強化等に係る支援

- a) 陸自業務システムのシステムリソースの使用状況を分析し、本システムの特性の理解、現行システムの構成上の課題を把握し、次期システムを効率的かつ効果的に利用するために資する情報を提言する。
- b) 令和5年度より施行された新たな情報保証訓令について、陸自クローズ系クラウド基盤、最適化演算共通サービス及び陸自業務システムに適用させるために必要となる官側業務について、指揮通信システム課からの依頼に基づき、支援を実施する。その他、指揮通信システム課からの依頼があった場合は、指揮通信システム課との調整により支援範囲を検討する。

#### 2.4.8 進捗報告会

本役務の進捗報告会議を、週/1回を基準とし、定期的を開催するものとし、細部は指揮通信システム課との調整による。

### 3 品質保証

#### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 契約の相手方及び従事者の要件

##### 4.1.1 契約の相手方の要件

- a) 本役務の対象となる情報システム及び接続する情報システムのシステムインテグレーション、設計・製造、機器等借上及び運用支援役務の契約の相手方（契約の相手方の連結親会社、連結子会社、持分法適用会社も含む。）とはならない。
- b) 過去3年以内に、防衛省等官公庁の情報システムで、その設計開発の経費が80万SDR以上の情報システムの調達仕様書案を作成した実績を有する。
- c) 防衛省における指揮統制系の情報システムの技術支援の実績を有する。
- d) 全国規模のネットワークシステムの要件定義、又はネットワーク設計、構築実績を有する。
- e) 本役務を実施する部門を対象として、品質管理体制について、ISO9001の認証を取得している。
- f) 本役務を実施する部門を対象として、ISO/IEC 27001又はこれと同等の認証を取得している。
- g) 経済産業省が所掌する次の情報セキュリティサービス基準に適合したサービスを有している。

- 1) 情報セキュリティ監査サービス
- 2) 脆弱性診断サービス
- 3) セキュリティ監視運用サービス

##### 4.1.2 従事者の要件

本役務の確実な履行を担保するため、次の知識・経験を有する者を含めたプロジェクト体制を整える。

##### 4.1.2.1 技術者1に要求される知識・経験

- a) 防衛省等官公庁の情報システムにおいて、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づくプロジェクト計画作成の経験を有する。

- b) 防衛省等官公庁の情報システムの投資計画及びコスト削減計画作成の経験を有する。
- c) 防衛省等官公庁の複数拠点に設置する情報システムにおいて、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づく設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプロジェクト管理支援の経験を有する。
- d) 防衛省等官公庁の情報セキュリティを考慮したシステム及びネットワークの要件定義、設計、構築、運用、監査に関わる業務の経験を有する。
- e) 防衛省の情報システムのセキュリティ、秘密保全関連訓令等に関する知識を有する。
- f) 陸上自衛隊の情報システムの予算要求及び調達業務に関わる支援の経験を有する。
- g) D I I, 又は駐屯地等情報基盤のネットワーク加入の支援の経験を有する。
- h) 本役務を円滑に遂行するため、次に示す資格又は同等の資格を有する。
  - 1) プロジェクトマネジメントプロフェッショナル (PMP) (PMI 認定)
  - 2) プロジェクトマネージャー (PM) (経済産業省認定)

#### 4.1.2.2 技術者2に要求される知識・経験

- a) 防衛省等官公庁の複数拠点に設置する情報システムにおいて、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づく設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプロジェクト管理支援の経験を有する。
- b) 防衛省等官公庁の情報セキュリティを考慮したシステム及びネットワークの要件定義、設計、構築、運用、監査に関わる業務の経験を有する。
- c) 防衛省の情報システムのセキュリティ、秘密保全関連訓令等に関する知識を有する。
- d) 陸上自衛隊の情報システムの予算要求及び調達業務に関わる支援の経験を有する。
- e) D I I, 又は駐屯地等情報基盤のネットワーク加入の支援の経験を有する。

#### 4.1.2.3 技術者3に要求される知識・経験

- a) 設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプロジェクト管理の知識を有する。
- b) 情報セキュリティを考慮したシステム及びネットワークの要件定義、設計、構築、運用、監査に関わる業務の経験を有する。
- c) 防衛省の情報システムのセキュリティ、秘密保全関連訓令等に関する知識を有する。

#### 4.2 情報資産管理標準シート

契約の相手方は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの“別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出に関する作業内容（以下“別紙3”という。）”の次に掲げる事項について記載した情報資産管理標準シートを提出しなければならない。

なお、細部は、官側との調整による。また、成果物の納入に際し、官側から別途様式が提示された場合は、その指示に従わなければならない。

##### a) 契約金額内訳

契約の相手方は、別紙3の1項に従い、標準ガイドライン別紙2“情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載したエクセル電子データ一式を契約締結後速やかに作成し、指揮通信システム課へ提出しなければならない。

##### b) 情報資産管理標準シート

契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3の2項に従って作成した情報資産管理標準シートを各工程の実施要領等で定める時期までに指揮通信システム課へ提出しなければならない。

#### 4.3 提出資料等

提出資料等は、表1による。

なお、細部は、指揮通信システム課との調整により、電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。

表1-提出資料等

番号	提出書類	提出数	提出時期	提出先
1	役務実施計画書	1式：電子記憶媒体	契約締結後、速やかに	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
2	月間役務時間報告書	1式：電子記憶媒体	翌月末日	
3	プロジェクト計画書 (案)	1式：電子記憶媒体	令和8年3月31日	
4	要件定義書(案)	1式：電子記憶媒体	令和8年3月31日	
5	情報資産管理標準シート(契約金額内訳)	1式：エクセル電子データ	契約締結後、速やかに	
6	情報資産管理標準シート	1式：エクセル電子データ	官側との調整による	
注記1 月間役務時間報告書(令和8年3月分)の提出時期は、令和8年3月31日とする。				

#### 4.4 情報保全

情報保全は、次による。

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報(“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(調達)” (以下、“情報セキュリティ調達”という。))第2項第1号に規定する情報をいう。)その他の非公知の情報(以下、“保護すべき情報等”という。)の取扱いに当たっては、情報セキュリティ調達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報(情報セキュリティ調達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。)として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 保護すべき情報については情報セキュリティ指定書による。

#### 4.5 第三者に係る取扱い

- a) 契約相手方が自己以外の第三者を当該契約の遂行上業務に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づく特約条項によるもののほか、官側の指示に従うものとする。
- b) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用してはならない。

#### 4.6 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、表2によるほか、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

表2-無償貸付品

番号	名 称	貸付期間	貸付場所
1	陸自業務システムプロジェクト計画書	官側との調整による。	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
2 次期陸自業務システム設計 (HS-X192748)			
2-1	陸自業務システム システム設計書		
2-2	陸自業務システム サービス概要設計書		
2-3	陸自業務システム 移行計画書		
2-4	陸自業務システム 移行設計書		
2-5	陸自業務システム テスト設計書		
2-6	陸自業務システム 運用設計書		
2-7	陸自業務システム 保守設計書		
2-8	陸自業務システム 引継計画書		
3 陸自業務システム (拡張サービス) の設計 (HS-X192785)			
3-1	陸自業務システム システム設計書 (改訂版)		
3-2	陸自業務システム サービス設計書 (改訂版)		
3-3	陸自業務システム テスト設計書 (改訂版)		
3-4	陸自業務システム 運用設計書 (改訂版)		
3-5	陸自業務システム 保守設計書 (改訂版)		
4 陸自業務システム全体設計 (GS-C906713)			
4-1	陸自業務システム システム設計書 (R6 設計)		
4-2	陸自業務システム サービス概要設計書 (R6 設計)		
4-3	陸自業務システム 運用計画書 (R6 設計)		
4-4	陸自業務システム 移行計画書 (R6 設計)		
4-5	陸自業務システム テスト計画書 (R6 設計)		

表 2-無償貸付品 (続き)

番号	名 称	貸付期間	貸付場所
5 次期陸自業務システム詳細設計 (その1) (GS-C906761)		官側との調整による。	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
5-1	陸自業務システム システム設計書 (R6 詳細設計)		
5-2	陸自業務システム サービス設計書 (R6 詳細設計)		
5-3	陸自業務システム システム運用設計書 (R6 詳細設計)		
5-4	陸自業務システム システム保守設計書 (R6 詳細設計)		
5-5	陸自業務システム システム移行設計書 (R6 詳細設計)		
5-6	陸自業務システム テスト設計書 (R6 詳細設計)		
5-7	陸自業務システム 引継計画書 (R6 詳細設計)		
6	陸自クローズ系クラウドプロジェクト計画書		
7 陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務 (HS-X507989)			
7-1	陸自クローズ系クラウド基盤 移行・テスト設計書 (令和3年度版)		
7-2	陸自クローズ系クラウド基盤 移行全体計画書 (令和4年度)		
7-3	陸自クローズ系クラウド基盤 運用全体計画書 (令和4年度)		
8 陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計 (令和3年度国債分) (HS-X192758)			
8-1	陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書 (令和4年度版)		
8-2	陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書 (令和4年度版)		
8-3	陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書 (令和4年度版)		
8-4	陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書 (令和4年度版)		
8-5	陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書 (令和4年度版)		
9 陸自クローズ系クラウド基盤の設計 (その2) (HS-X192779)			
9-1	陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書		
9-2	陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書		
9-3	陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書		
9-4	陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書		
9-5	陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書		

表 2-無償貸付品 (続き)

番号	名 称	貸付期間	貸付場所
10	陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計 (令和 5 年度国債分) (HS-X192796)	官側との調整による。	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
10-1	陸自クローズ系クラウド基盤全体設計書 (令和 6 年度版)		
10-2	陸自クローズ系クラウド基盤システム設計書 (令和 6 年度版)		
10-3	陸自クローズ系クラウド基盤サービス設計書 (令和 6 年度版)		
10-4	陸自クローズ系クラウド基盤移行・テスト設計書 (令和 6 年度版)		
10-5	陸自クローズ系クラウド基盤運用・保守設計書 (令和 6 年度版)		
11	最適化演算共通サービス設計 (HS-X192780)		
11-1	最適化演算共通サービス設計全体設計書		
11-2	最適化演算共通サービス設計システム設計書		
11-3	最適化演算共通サービス設計サービス設計書		
11-4	最適化演算共通サービス設計テスト設計書		
11-5	最適化演算共通サービス設計運用・保守設計書		
12	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について (通知) 別冊 (注意) 情報保証に関する情報システム技術基準		

#### 4.7 著作権

本役務において、官側に成果物を提出したとき、その著作権も付属して官側に移転する。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

#### 4.8 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) 本役務に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

#### 4.9 不具合の処理

本役務の履行に当たり、不具合が発生した場合は、速やかに担当官の指示を受ける。

#### 4.10 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

月間役務時間報告書

調達要求番号		契約番号			
契約件名					
会社名		契約相手方 責任者	印		
役務報告期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
作業実施者 (技術者レベル)	① ( ) ② ( ) ③ ( ) ④ ( ) (※1) (多数時は別表を添付)				
役務内容	月間作業工数 (H)		作業実施者 (※1欄より 該当者の番号 を指定)	監督官印	備考
	自衛隊施設等	官側が許可した契 約相手方事務所等			

図1一月間役務時間報告書

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5L9Z1A00001
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年2月19日
	作 成 部 課	陸幕指揮通信システム課
	作 成 年 月 日	令和7年2月19日
品 名	情報システム工程管理支援役務（その7）	
仕 様 書 番 号	陸幕指通-C-Z000049D	

## 1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。（令和5年3月31日）別添資料「装品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき、適切に管理するものとする。

## 2 保護すべき情報として次のとおり指定する。

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
システムの概要 （システム構成図、機能・性能、機器設置場所、IPアドレス一覧等）	官側が必要と認めたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確認・助言・ドキュメント作成等、役務実施過程に知れた情報のうち、明らか又は類推される場合かつ官側が必要と認めた場合には保護の対象とする。</li> <li>○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報類推できる場合かつ官側が必要と認めた場合は保護対象とする。</li> </ul>	
無償貸付品	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）別冊（注意）情報保証に関する情報システム技術基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引用文書及び無償貸付品使用時、それらの保護すべき情報が類推できる場合かつ官側が必要と認めた場合は保護対象とする。</li> </ul>	

## 3 特記事項

なし

情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期  
(第6条関係)

番号	名称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	チェックボックス
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	<input type="radio"/>
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制(原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	<input type="radio"/>
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	<input type="radio"/>
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	<input type="radio"/>
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	<input type="checkbox"/>
6	委託業務従事者届出書(変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	<input type="checkbox"/>
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、業務を行う前まで	<input type="checkbox"/>
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書(変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が従事者を変更する前まで	<input type="checkbox"/>
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408)レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	<input type="radio"/>
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	<input type="checkbox"/>
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく  (再委託する場合) 再委託先において、業務を行う前まで	<input type="checkbox"/>
12	トレーサビリティ情報(機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	<input type="checkbox"/>
13	作業従事者名簿届出書(追 加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	<input type="checkbox"/>
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	<input type="checkbox"/>

## 入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L9Z1A00001	契 約 実 施 計 画 番 号	5K6Z13C00220
-------------	-------------	-----------------	--------------

金額 円 (税抜)

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税 抜)	金 額 (税 抜)
情報システム工程管理支援役務(その7)	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷		納入期限(工期)	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 3 月 18 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

## 委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：  
会 社 名：  
代表者名：  
担当者名：  
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
を代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者